

当社は下記の2点を行動計画とする。

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援する

計画期間：令和5年9月1日 ～ 令和8年8月31日まで  
約3年間

内 容：①始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度  
②時間外・休日労働の削減のための措置の実施  
[方策と実施時期]  
令和5年7月1日～ 検討  
令和5年9月1日 制度の周知と実施